



平成 25 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイヨシトラスト
代表者名 代表取締役社長 大穂 義弘
(コード：3243 福証Q-Board)
問合せ先 取締役管理本部長 中野 秀彦
(TEL. 092-733-6333)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の取得等について、平成 25 年 8 月 20 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 25 年 6 月 4 日付当社プレスリリース「大和ハウス工業株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、大和ハウス工業株式会社は、平成 25 年 4 月 17 日から当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 25 年 6 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 2,542,300 株（当社が平成 25 年 7 月 10 日に提出した第 38 期第 3 四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 2,702,100 株に対する所有株式数の割合：94.09%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至っております。

平成 25 年 4 月 16 日付当社プレスリリース「大和ハウス工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等においてご報告申し上げますとおり、大和ハウス工業株式会社は、事業上の相乗効果の最大化を図り、経営資源の統合的かつ効果的な活用を目指すためには、同社及び当社が密接な連携を図り柔軟かつ機動的な経営を推進することが重要であり、そのために最適な資本関係を形成することが望ましいと判断し、当社を完全子会社とする（以下「本完全子会社化」といいます。）方針にしたとのことです。

一方、当社にとっても、大和ハウス工業株式会社グループが持つ不動産開発能力や土地開発の情報収集力を大いに活用することにより、より一層の成長力と競争力を持つことになると考えております。更に、当社は、同グループの一員になることで、既存の顧客その他のステークホルダーの皆様の本社に対する信頼や安心感をより高めることができると考えております。

こうした状況の中、当社といたしましても、大和ハウス工業株式会社グループの一員となることで、同グループのリソースを活用した新しい事業展開の道が開けることとなり、本完全子会社化は当社の企

業価値の向上に資すると判断いたしました。

以上を踏まえ、平成 25 年 6 月 4 日付当社プレスリリース「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」等においてお知らせしておりますとおり、当社は、以下の方法により大和ハウス工業株式会社の完全子会社となることといたしました（以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容の A 種種類株式（残余財産優先種類株式）を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、株主様（当社を除きます。以下同じです。）から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 170,000 分の 1 株を交付いたします。この際、大和ハウス工業株式会社以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金を当該端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を大和ハウス工業株式会社に対して売却すること、または会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額または買取金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、取得日の前日において各株主様が保有する当社普通株式数に、本公開買付けにおける 1 株当たりの買付価格である 1,066 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち、上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の「定款一部変更の件－1」の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、下記「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

また、これまで当社は、当社現行定款第 7 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであって、「定款一部変更の件－1」で設けられる A 種種類株式の単元株式数は 1 株とし、単元株式制度を利用しないため、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件－1」が承認された時点で、その効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7,200,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7,200,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能株式総数は7,199,000株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u></p> <p>(A種種類株式) 第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>または<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会) 第18条の2 <u>第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2 <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3 <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2 全部取得条項の付加に係る定款の一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、大和ハウス工業株式会社グループの一員となることで、同グループのリソースを活用した新しい事業展開の道が開けることとなり、本完全子会社化は当社の企業価値の向上に資すると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

「定款一部変更の件-2」は、本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件-1」が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが(本完全子会社化手続の③)、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とする旨の定めを「定款一部変更の件-2」の追加変更案に設けております。当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に交付するA種種類株式の数は、大和ハウス工業株式会社以外の株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、170,000分の1株としております。

なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」のご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」の追加変更案と同内容の変更案に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成25年9月20日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件－1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新設)	(全部取得条項) <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を170,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

3 定時株主総会の基準日に係る定款の一部変更の件（「定款一部変更の件－3」）

(1) 変更の理由

これまで当社は、当社現行定款第10条におきまして、多数の株主様に対する株主総会招集手続等の事務手続を円滑に実施するため、毎年8月31日を定時株主総会の基準日と定めておりました。しかし、全部取得条項付普通株式の全部取得の効力が生じた場合には、当社は大和ハウス工業株式会社の完全子会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、当該規定を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものであります。

当社現行定款第10条を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主様は、当該定時株主総会開催時の株主様または取締役会において設定される基準日における株主様となります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、「定款一部変更の件－3」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」のご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」の追加変更案と同内容の変更案に係る議案のご承認が得られることを条件として、「定款一部変更の件－3」が承認された時点で、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る変更後の定款 (基準日)	変更案
<u>第10条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削除)
第11条 ～ (条文省略) 第18条	第10条 ～ (現行どおり) 第17条
(種類株主総会) 第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	(種類株主総会) 第18条 第13条、第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本完全子会社化手続の③を実施するものであり、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」が原案通り承認された場合、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社定款第6条の3の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し当該取得の対価を交付するものであります。

「定款一部変更の件－2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価は、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は170,000分の1株とさせていただきます。この結果、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合、大和ハウス工業株式会社以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように、交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合に、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じた1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で大和ハウス工業株式会社に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、取得日の前日において各株主様が保有する当社普通株式数に、本公開買付けにおける1株当たりの買付価格である1,066円を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種種類株式を170,000株に1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成25年9月20日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」のご承認が得られること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案のご承認が得られること並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、また、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場であるQ－Board市場（以下「Q－Board」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成25年8月20日から同年9月16日まで整理銘柄に指定された後、同月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をQ－Boardにおいて取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成25年6月13日（木曜日）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成25年6月28日（金曜日）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成25年7月23日（火曜日）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成25年8月20日（火曜日）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成25年8月20日（火曜日）
当社普通株式のQ－Boardにおける整理銘柄への指定	平成25年8月20日（火曜日）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成25年8月21日（水曜日）
当社普通株式のQ－Boardにおける売買最終日	平成25年9月13日（金曜日）
当社普通株式のQ－Boardにおける上場廃止日	平成25年9月17日（火曜日）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式の交付に係る基準日	平成25年9月19日（木曜日）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成25年9月20日（金曜日）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付の効力発生日	平成25年9月20日（金曜日）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記II. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が、平成24年11月29日にコーポレート・ガバナンス報告書で開示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」のとおり、当社は、支配株主との重要な取引等が発生する場合には、取締役会において審議・決定し、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えないよう適切に対応することにしております。

この点、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行うに際して、平成25年4月16日付け当社のプレスリリース「大和ハウス工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の2の「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置④ 特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会から、本完全子会社化手続は当社の企業価値向上に資すると考えられる、公開買付け価格を含む本完全子会社化手続の諸条件は当社の株主にとって妥当であると考えられる、及び当社取締役会の検討過程は公正であると考えられるとの検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本完全子会社化手続は当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見書を取得しました。この特別委員会の意見は、本件取得が支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。また、本完全子会

社化手続の公正性を担保する観点から、上記プレスリリースの2の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

以 上